

国事鞅掌者の映像

——伊牟田尚平について——

要 旨

明治維新の歴史の陰のなかに江戸薩摩藩邸焼討事件があり、赤報隊（官軍先鋒嚮導隊）のような悲惨な姿もあり、その情況は前者、国事鞅掌者の映像に述べたとおりであるが、これらの事件に関係した薩摩出身の尊王攘夷家、伊牟田尚平の生涯をみると、かれは目的の為に手段を選ばない非合法活動によって自滅してしまうのであるが、従来伊牟田の最期として「明治維新人名辞典」に記載されたものとはかなり異なるのである。

たまたま柏市の若松盛彦氏から寄贈された伊牟田尚平の刑事裁判の判決書、当時の伊牟田の口供書、および宣告（明治二年の京都府史料の写し）によって伊牟田の処罰事情が明らかになったので国事鞅掌者の映像に記述したかれの業績を訂正したいとおもい、この小論をまとめることにした。

Key words : Imuda Shohei, Nationalist, Kinno, in Modern Japanese history

安藤良平

一 伊牟田尚平の経歴と活動

伊牟田尚平は鹿兒島から五里ばかりはなれた喜入領主肝付兼善の家臣伊牟田倉左衛門の長男で、通称伊勢吉、諱は茂時である。幼時より資性豪邁で衆にすぐれていた。十五歳のとき喜入郷より鹿兒島城下に出て、島津斉彬の侍医東郷泰然に医学を学び、のち長崎で蘭学の修業もしたが学者には向かなかった。安政元年はじめて江戸に行き、大山綱良・美玉三平らと往来し、また諸藩の有志と交わり国事を議した。

安政四年には脱藩して京都に出て、在京勤王家田中河内介、桜任藏などの京阪の勤王活動に参加した。また攘夷のさきがけをなさんとして万延元年十二月、米国公使館通弁ヒュースケンを襲撃した一人である。文久元年には清河八郎や安積五郎と水戸に潜入して志士の蹶起を支持激励している。この時期に、幕府に廃帝の企てがあると聞いて、老中安藤信正の襲撃計画を計った。上京して田中河内介と相談して薩摩の奮起を促すため、平野国臣と共に鹿兒島に入り、島津久光に「尊攘英断録」を呈している。

また福岡藩主黒田斉博が久光の公武合体の上京周旋の拳を止めようとして知っていることを知り、播磨国大蔵谷において斉博に説こうとして捕えられ、鹿兒島に送られ、鬼界ヶ島に流された。後許されて鹿兒島に帰った伊牟田は上京して薩摩藩邸に入り、西郷の庇護のもとに働いた。ここで江戸から上京した旧友後輩の益満休之介や関東出身の志士小島四郎、後の相楽総三と会盟した。

小島四郎側からかけば、慶応三年の九月まで在京していた小島は近畿地方の討幕運動に参加していたが計画が長びいてまとまらず、その間伊牟田と親しくなり、その紹介で益満休之助と識りあい、両者を仲介として薩摩の西郷、大久保と相識った。

おもうに、関西での討幕運動の進展のないのに焦燥していた西郷らに小島四郎が江戸擾乱計画をだし、それに西郷が乗って、その活動の根拠に薩摩藩江戸屋敷が選ばれ、伊牟田、益満を添えて計画実現を援助させたのであろう。

かれらが江戸薩摩屋敷を根拠地として浪人を集め、江戸の内外を騒がせ、敵味方多くの犠牲者を出し、遂に幕府はその挑発の手に乗って薩邸焼打を行い、その情報が在阪幕兵を刺激して鳥羽伏見の戦の導火線となったというのが維新史の一説であるが、この焼打事件についてはここでは再筆しない。

幕府側の攻撃をうけた伊牟田らが田みを破って、というより幕府側が逃げられるよう一方を開けておいた道を通って品川から薩摩の軍艦翔鳳丸に乗って上方に逃亡する風景も落合直亮が史談会で説明したとおりである。

官軍先鋒嚮導隊（赤報隊）との関係に眼を転ずると相楽らの運命をひらくべく伊牟田は一役買って出たが相楽総三はその忠告に耳をかさなかった。その一節だけは書いておきたい。

二月六日下諏訪に向って進軍中の赤報隊に、京都から帰ってきた金輪五郎が、早駕籠を飛ばして追いついた。金輪五郎は伊牟田の手紙を持っ

ていた。「赤報記より」

於ニ朝廷ニ大軍議被_レ爲_レ在候ニ付、御兩卿一先御歸京被_レ遊候様トノ朝命ニ付、イロイロ疑惑モ生ジ、夫故僕竝_ニ鈴木氏桑城ヨリ晝夜兼行罷歸相伺申候處、案外好都合ニテ内實ハ御兩卿御歸京次第、會城攻撃ノ總督被_ニ仰付_トノ事ニ付、公等モ早々御歸京可_レ被_レ成候、尤海路ヨリ仙臺へ廻行、仙臺、上杉、佐竹等之人數ニテ御攻入ノ由、就テハ公等少人數旁ニテ御忌諱ハ御無用ニ候間、此一封相達次第カラ晝夜兼行奉_ニ願上_ニ候、且先日鶴沼驛ニテ御談話ノ事、能々記得候得共、是非右之旨御進メ申上候カナラズ御僻論無用何ニテモ人の忠告御用ヒ可_レ然、實以千里一步ノ場合ニ候間、暮々モ申上候

二月二日

伊牟田尚平

相楽総三様

科野東一郎様

其外様

長谷川伸はこの手紙を解説して「御僻論御無用」といったのは、一月二五日、綾小路俊実が鶴沼の宿に泊ったとき、「赤報隊は速に桑名に到り、総督の本営に会すべし」との命令が届いたので綾小路は先鋒の相楽を鶴沼に呼んで「桑名にある東海道総督の許に行け」といった。相楽は信ずるところあって応ぜず「悪名を着るとも、旧幕府の主力を切るべく自分達は行動する」といった。そこへ桑名の本営にいた伊牟田が駆けつけ「相楽君それはいけない、本営へ行くべし」としきりに勧告したが相

楽は応じなかった。それで「御僻論御無用」といい又「何にても人の忠告御用ひ可_レ然」といったのである。「相楽総三とその同志」

伊牟田の忠告は、表向きは言えなくとも東海道総督府軍の決定的方針であって、それに違反した場合の危険を予見したものであろうが、相楽達が桑名に出頭すれば統制違反で捕えられるが薩邸浪士隊の功績に免じて京都に送られ投獄されるぐらいで死刑は免がれるだろうと思つての忠告である。

もつとも、長谷川伸はそれは甘い観測で、相楽は租税半減免除の実行者だし、浪士隊の一番の人物だから、岩倉具視とその幕僚達は相楽を犠牲として租税半減令はなかつたことにするほか政治的手段はなかつたと推論している。

水野純氏も「偽官軍考」(三)のなかで滋野井、綾小路両公卿の中山道引上げにふれて、これと同時に赤報隊全員が中山道を引上げること、中央でも東山道総督府でも予想して居たのに、相楽総三の一派は初志貫徹のため前進した。この時既に全隊が討伐されるべき運命に在つたのであると論述している。

伊牟田の行動にもどる。明治維新人名辞典をみると思いがけない災いが彼を俟つていた。

当時、京都や大津で辻斬り強盗が起り、それが尚平の部下であるという責任を負わされ、京都二本松の藩邸で自刃させられた。年三七。尊王攘夷志士として維新の夜明けを迎えようという時期に無実の罪で殺された尚平をいたんで郷里の喜入には記念碑が残っていると記述されてい

る。この強盗事件とはどんなことであろうか、筆者は何となく釈然としない気持ちと愛惜の念をもっていたが偶々前述の若松氏から京都府史料刑賞之部の抜粋を贈与され、伊牟田の行為をみる事ができた。

第二章でその史料を掲げることにする。

二 京都府史料刑賞之部の覚書

軍曹上田務、伊牟田尚平口供書及び宣告書

○梟ノ第二

○明治二年己七月十九日

申稟及ヒ口供上田務ニ曰ク

軍曹上田務召捕遂吟味候處申口左之通有之候

生所武州豊嶋郡青山

當時軍務官軍曹

辰六月廿日揚屋入 上田務 巳四拾三歳

私生所ハ武州豊嶋郡青山徳川氏鷹揚鳥見役秋底三左衛門悴ニ而母ハ
おうと申兄弟無御座兩親共先年相果候付跡相續仕鳥見役相勤居妻ハ
さだと申相果男子壹人有之金三郎ト申私儀遊歴之志有之去ル子年三
月無願立出所々遍歴罷在一昨年十一月ヨリ江戸表薩州屋敷ニ而扶助
相成居去年正月此表エ罷登同様薩邸ニ罷在同五月軍曹被仰付右ニ付
富小路通姉小路下ル會所借受旅宿罷在申候
一去年六月中途中ニ而元薩藩ニ而脱走イタシ候伊牟田尚平ニ逢候處同
人儀ハ薩邸ニ罷在候節恩義有之流浪之身分氣之毒ニ付斯ル御時節御奉

公之志有之候ハ、取持遣度ト存其段申聞候處何分宜相頼候旨申聞候付
而ハ仁和寺宮越後路ニ御出陣ニ付參與吉井幸助并私儀モ爲御附屬先立
出張致シ候筈ニ付幸助エ及相談候處同人ニ附添相越候ハ、取立方勘辯
モ可有之旨申聞候付而同月十二日ニ至彌越路ニ相越候筈相成候處尚平
儀更ニ貯無之出陣ニ付而ハ懷中乏敷候而ハ心細ク並歸京之儀モ難計候
付此表之借財ヲ片付發足致度何ト敷金策行届間敷哉ト申聞候得共差當
リ勘考モ無御座候付其段申聞候處尚平儀江州長濱今津屋彌十郎ト申者
ハ奸商ニ有之交易ニ而過分之利ヲ得身上宜相成既先年斬奸ニ可逢之處
剃髮致シ難ヲ避ケ候趣承リ居此者之蓄財ハ不道之利ヲ以貯候事ニ付人
數サエ有之候エハ不道ヲ責可借來旨申聞候付而ハ黒谷御親兵之内附屬
爲致候儀ハ可行届ト存人數ハ如何様トモ可致遣候間明晩相越候様申聞
其日ハ罷歸翌十三日右黒谷人數之内澤東安田丈八郎此者共申口別ヲ呼ニ遣
シ候處午後罷越候付節柄不明々相咄尙委細ハ伊牟田尚平ト引合吳可申就
夫人數多也方可然其節來合居候尾州出生之由當時流浪罷在候清吉此者行
候分ト申者モ金子入用之儀有之相越度旨申聞并東丈八郎相談之上同人共
隊中水村三吉郎井上求馬常代藤三郎此者共行衛
不相分候入江左近此者申口別候
之通有之候可然此
者共エハ右兩人ヨリ申聞候筈引合東ハ用事有之立戻リ丈八郎ハ残り居
候處尙平相越候付一ト通ハ相咄置候得共猶篤ト引合候様申聞置其後之
手順委細相辨不申十六夜東儀相越申聞候ハ彌十郎方に相越候上帳面等
以高利ヲ食候譯取訂不道ヲ責金子可爲差出旨申合ニ候處何分家内之者
狼狽多人數ニモ有之旁其手筈ニモ行届カズ候付亭主始縛リ候而土藏ニ
案内爲致金子奪取候付百金配分致シ尙平ヨリ相届吳候様申候由ニ而金

子壹包差出候付受取置翌日相改候處七拾五兩ナラテハ無之候付其段尚平ニ面會之節相咄候處不足金廿五金可差越旨申聞候得共未受取内被召捕右金子之内諸品買上殘金四兩餘リ所持罷在候處右品并金子共御取揚相成申候然處尙平初彌十郎方エ挿入候節出火之旨呼立候付而近邊之者屋根エ上リ候付尙平威之爲砲發及候處右屋根エ上リ候者之内稻荷町常七ト申者砲丸ニ當リ相果并土藏エ案内爲致候節尙平儀彌十郎之耳ヲ強ク引候處引離不具相成候旨被仰聞驚入申候付而ハ右體手荒之及舉動奪取候金子配分受候段奉恐入候且右之外惡暴相働候儀無御座候

一私儀去年六月伊牟田尙平事北越出兵人數ニ加ハリ候筈相成候付而金策方之儀及内談候節良考モ無之旨相答候處人數サエ有之候得ハ江州長濱今津屋彌十郎方エ相越奸ヲ責金策致度旨同人申聞候ニ任セ澤東初ヲ以テ多人數カタラヒ遣候處右人數ヲ以同月十五日夜彌十郎方エ挿入候節出火之旨呼立候付而近邊之者共屋根エ上リ候處尙平儀威之爲トハ乍申砲發イタシ稻荷町常七ト申者右砲丸ニ當リ相果且尙平儀彌十郎之耳ヲ引放シ不具之身ト相成候處夫等之儀ハ不存旨雖申多人數カタラヒ遣候ヨリ右始末ヲヨヒ既家内之者ヲ縛奪取候旨ニテ致持參候配分金取納置候段畢竟主謀モ同様之所業其上先年主家脱走致候段重々不届之旨被仰御聞奉恐入候

巳三月

上田 務 摺印

指令ニ曰ク

此者儀尙平ト申合妄ニ人數ヲ誘出シ遂ニ強盜之所業ニ爲立至剩分配金ヲ請候段不届至極ニ付梟首
宣告ニ曰ク

軍務官軍曹

上田 務

其方儀伊牟田尙平ヨリ金策方之内談候節良考モ無之旨相答候處人數サエ有之候得ハ江州長濱今津屋彌十郎方エ相越奸ヲ責金策致シ度旨申聞候ニ任セ澤東初多人數カタラヒ遣シ候ヨリ去年六月十五日夜彌十郎方ニ挿入家内之者ヲ縛リ金子奪取其節尙平儀砲發イタシ候付老人相果竝彌十郎之耳ヲ引放シ候處夫等之儀ハ不存旨雖申發端伊牟田尙平申談人數差遣候ヨリ前條之惡業ニモ立至剩奪取候金子之内配分ヲ受候段主謀モ同様之所行重々不届ニ付苗字帶刀取揚之上梟首申付者也
己七月

申稟及ヒ口供伊牟田尙平ニ曰ク

強盜伊牟田尙平ト申者召捕遂吟味候處申口左之通有之候

薩藩ニ而致脱走候

辰六月廿四日揚屋入

伊牟田尙平

巳三拾八歳

私生所薩州藩中伊牟田莊左衛門二男ニ有之父ハ先年致隱居兄熊太郎家督イタシ候處十三ヶ年以前致病死候付私儀順養子相成家督イタシ相勤居候處江戸表詰中去年四月同藩ト議論之上脱走致シ御當地ニ罷登リ兼テ心易致シ候先斗町難波屋こま方に同居罷在申候

一、私儀去年五月中知り人軍務官軍曹上田務此者申口別候之通ニ有之候ニ逢候處斯ル御時勢ニ付御奉公之志有之候ハ、取持可致旨申聞候付宜相頼候旨答置申候然ルニ其後務ヨリ參與吉井幸助殿ニ談判致吳候處御同人儀仁和寺宮越後路エ御出陣ニ付爲御附馬、出張致シ候付私儀幸輔殿ニ附添、相越候ハ、取立方勘辯モ可有之旨被申候由ニ而右之儀ニ付度々相越吳六月十二日彌いよいよ越路へ相越候等治定仕候。就夫貯ハ更ニ無之候處出陣ニ付而ハ懷中乏敷候而ハ心細ク并歸京之儀モ難計候付此表之借財モ相濟シ發足致度何ト歟金策ハ行届間敷哉ト及相談候處差當リ勘考モ無之旨申聞候。就夫私儀江州長濱今津屋彌十郎ト申者ハ奸商ニ有之交易ニ而過分之利ヲ得身上宜ク相成既先年斬奸ニ可逢之處剃髮致シ難ヲ避候趣承リ居申候付不宜中ニモ此者之畜財ハ不道之利ヲ以貯候事ニ付人數サエ有之候得ハ右方ニ相越帳面等ヲ以高利ヲ貪候譯取訂不道ヲ責、金子可爲差出旨申候處務儀人數ハ如何様共可致渡候間 否いな聞ニ明晚相越候様申聞候付約定之通十三日夕方務旅宿エ相越候處安田丈八郎來合居私參リ候以前ニ不明々務ヨリ咄吳候儀ト相見エ承知罷在候付尚手順等示合明日三條通白川橋角茶屋ニ而出逢候筈引合申候就夫若用心嚴敷哉モ難計候付御用之筋ニテ爲明候方可然ト相談之上同人儀御紋附挑燈爲レ拵可申旨申出行無程務家來ニ爲ニ持越あきま候付請取申候。且其節務方エ清吉ト申者モ來合居同人モ相越候筈、引合罷歸申候處翌十四日朝出懸ケ前元同藩ニテ致脫走候黒川剛十郎此者申口別候之通ニ有之候ト申モノ用事有之相越候付前條之譯相咄同伴ハ如何申候處同意仕候付逢先等示合私儀四ツ時前頃前顯茶屋ニ相越候處追々ニ東丈八郎並同隊之由入江左近、水村三吉

郎、井上求馬、常代藤三郎ト申者共並剛十郎、清吉追々ニ相揃そろい同道求馬儀大津宿ニ而捕繩十筋程相求銘々ニ相渡同所ニテ夕支度之上乗船致シテ十五日午刻頃江州米原エ着支度致シ時刻ヲ移シ同夜四ツ時過頃彌十郎方エ相越歟表戸叩キ候得ハ明ケ候付一同押入申候處家内之者狼狽致シ逃去或ハ立騒キ多人數ニテ有之旁申合之手筈ニモ不行届ヨリ銘々店之者ヲ捕(不明)前捕繩ニ而縛リ蚊帳之釣手ヲ引切杯仕右捕エ候者ニ金子有所申聞候様相尋候處不存旨申聞亭主ハ二階ニ臥シ居候由ニ付二階へ上リ亭主ヲ捕エ候處家内之者共出火之旨呼立隨而近邊之者屋根杯ニ上リ候付私儀威之爲所持之短筒ヲ以二階又ハ下タニ而モ六七發打右亭主ニ金子之在所相尋其節若偽リ候而金子無之方エ導候ハ、赦ス間敷旨乍申耳ヲ強ク引候處土藏ヲ開キ金子ハ此箱ニ有之旨申聞候付何レモ其場或ハ店エ持出シ箱ヲ打割夫々金子所持イタシさつぎゅう差急立出四五里程モ西ニ參夜明ケ頃地名不存河原ニ而銘々取來リ候金子ヲ寄配分仕候處私ハ發頭ノ事ニ而彌十郎方ニ差候儀ニモ有之候付五百兩取納其餘員數ハ不存包之儘二ツ三ツ宛配分致シ竝ニ務エモ百兩遣シ候筈ニ而右金子ハ東ニ相渡其場ニテ散リノ、ニ立別レ罷歸右金子之内酒食遊興ニ遣ヒ捨或ハ諸品買上ケ殘金二百兩計所持罷在候處被ニ召捕ニ申候然ルニ私砲發候節近邊屋根ニ上リ居候者之内稻荷町常七ト申者右砲丸ニ當リ相果并彌十郎耳ヲ引候節引放レ不具ニ相成候由被仰聞驚入申候。右ハ全威之爲砲發仕候儀ニ候處相果并彌十郎耳之儀モ引放シ候心底ニハ無御座候處、右之次第相成重々奉恐入候。且又彌十郎ヨリハ金三千九百九拾六兩三步、一朱金札五兩紛失仕候旨御注進申上候處私共申上候配分高ヲ

以爲御見積被成候而ハ多分之不足ニ相見候付押包居候儀ニ可有御座候
間在体可申上旨段々嚴敷御吟味御座候處、配分仕候節ハ全ク申上候通
ニ相違無御座候得共猶相考候而懐中致シ或ハ袂杯エ入取而逃去申候
付途中ニ而取落候儀モ可有御座哉、其儀何共難申上且右之外惡事仕候
儀一切無御座候

一、私儀去年六月北越出兵人數ニ加ハリ候筈相成候付而金策方之儀上
田務エ及ニ内談ニ候處長考モ無之旨相答候付而同人手筋以多人數同類ヲ
カタラヒ同月十五日夜江州長濱今津屋彌十郎方エ押入同人ヲ縛リ土藏
ニ案内爲致多數之金子奪取剩押入候節出火之旨呼立候付而近邊之者共
屋根ニ上リ候處威之爲トハ雖申砲發致シ稻荷町常七ト申者右砲丸ニ當
リ相果且土藏ニ案内爲致候節彌十郎之耳ヲ引放シ不具之身ト致シ其上
去年主家脱走致シ候段重々不届之旨被仰聞奉恐入候

右

巳三月

伊牟田尚平 拇印

指令ニ曰ク

此者儀務ト申合同類ヲ語合今津屋彌十郎方エ押入同人ヲ縛リ多數之
金子強奪剩鐵砲ヲ以人ヲ打殺且彌十郎之耳ヲ引放シ候段不届至極ニ
付梟首

宣告ニ曰ク

薩藩ニ而致脱走候

伊牟田尚平

其方儀北越出兵人數ニ加リ候筈相成候付而金策方之儀上田務エ及内
談候處長考モ無之旨相答候付同人手筋ヲ以多人數同類ヲカタラヒ去
年六月十五日夜江州長濱今津屋彌十郎方エ押入家内之者ヲ縛リ多數
之金子奪取剩威之爲トハ雖申砲發致シ候付一人相果并彌十郎之耳ヲ
引放シ不具之身ト致シ其上去年主家脱走イタシ候段重々不届ニ付苗
字帶刀取上之上梟首申付者也

巳七月

附存原註朱書ニ曰ク己七月十九日於栗田口梟首申付候事

三 金穀徵発について

二に述べた京都府史料が事実であるならば伊牟田尚平の処刑は裁判の
手続きには問題があるが改革創業の時代の波のなかに呑みこまれた一事
件として見過されたであろう。

ただ伊牟田の行為は弁護するわけではないが薩摩藩江戸浪士隊の御府
内騒擾事件、および赤報隊の活動に続く金穀徵発の所業であろう。

かれらは革命運動には金品が必要で、富裕な百姓町民から資金を徵発
することを必要悪として是認していたようである。

この点について「偽官軍考」のなかで水野純氏が項を設けて金穀徵発
是非論を述べているのでまず要旨を紹介したい。

その順序として「偽官軍考」に触れておく、同書は前述の若松盛彦氏
から寄贈された赤報隊関係の史料の一部であるが、当時赤報隊の隊員で

あった信州佐久郡落合村出身の水野丹後を祖父とする水野純氏の著で輕井沢資料館所蔵『信濃』第六卷十二号第七卷五号(昭和十二年印刷)に載せられたもので、赤報隊の冤罪を期したすぐれた著述である。

同書は赤報隊研究者には知られた史料であるが「偽官軍考」のなかで特に薩摩藩江戸邸に集合した浪士隊の御府内擾乱活動から赤報隊まで続いておこなわれた金穀徴発の是非を述べており、伊牟田の御用盗事件には直接触れていないが思想的に関連があるとおもうので、はじめに水野氏の見解を記述しておきたい。

「偽官軍考」(一)に官軍嚮導隊の功罪についての記述に次のようにある。
(同書四二一頁)

沿道各藩、良民と交渉して金穀を徴発し、之を食ったのは悪いと云うのであるが、金穀徴発は当時一般の慣行であった。

慶応三年十一月から十二月にかけて、江戸薩摩邸事件当時、浪士は江戸市内でも、又地方では下野国栃木の陣屋、相州では大久保佐渡守の山中陣営で軍資金を徴発しておる。「薩摩邸事件略記」

又奥羽戦争の終期に於て、官軍方が奥州某藩へ出した媾和条件の内に左の一項がある。

(丹波陣中記の一節)

賊徒盡降伏ノ上ハ先鋒之實効モ相立ニ付、官軍御入費トシテ凡貳拾萬金差出可申、尤内五萬金ハ至急上納可致候事

右の五萬金は差当り軍事費として必要なものであった。又後述の如く政府自身も軍資金を徴発したし、更に東山道総督も金穀の徴発もしたか

ら嚮導隊だけに對し之を問題とすることは出来ない。

又金穀を食るとは如何なる意味か、若し嚮導隊が政府から充分な金穀の支給を受けておつたにも不拘、沿道で金穀を徴発し、隊員が贅沢な真似をしておつたなら、是れ正に金穀を貪りであるが嚮導隊は討伐された当時、金穀を支給されておらなかつた。(以下略す)

次に東山道本隊が京都を出発したのは一月二十一日であつたが岩倉公の取計ひで、一月十八日に三井家の手代二名が本隊付属の金穀方勤務を命ぜられた。そして一月二十四日、大津で三千兩、二月二十一日、大垣で壹万兩、三月十三日、武蔵蕨宿で白米千俵、四月十六日に二万五千兩、其後壹万兩を本營に納付した。

岩倉公の方針では東山道軍の金穀は出来得る限り三井組の手で調達させ、萬已むを得ざる場合、地方の豪商農から一時融通を受ける。但しこの場合には後日朝廷から必ず返済されるものであると確約すると云うのであつた。

(岩倉公より東山道正副総督宛二月中旬及び二十五日付私信「岩倉具視関係文書」)

乍併、三井組で充分に金穀を調達しなかつた関係もあつたらう、東山道総督も沿道で盛んに金穀を徴発した。

その実例を復古記、東山道戦記のなかから掲げている。

なお水野氏は東征軍の金穀調達を次のように分析している。新政府及び東征軍の金穀調達には自由意志型、返金約束型、勤王実効型、罰金型の四種類があつた。

第一の自由意志型とは信州伊奈谷、山吹村の代官座光寺家が慶応四年正月早々家臣を上京せしめて軍資金五百兩を献金した。

第二の返金約束型は岩倉公の意志であったが駿河国府中の場合及び松代以下六藩への達書の如きである。

第三の勤王実効型は朝廷に対し二心無き事を実証するため金穀を献上するもので二月九日、東山道総督府から「本道諸藩へ達書」及び三月二十二日、信州諸藩以下への命令に依り献金するが如きである。

第四の罰金型には「何々の罪あり……」と罰せられての献金で、是れは脅迫観念に襲われて居るから金高も大きい。この型は多い。

(実例として上田藩は大砲一門、甲冑十領、鞍置馬一匹を献上させられることを記している)

以上のように金穀徴発の例を多岐にわたって引用したのは戊辰の役の官軍も兵士個人も戦争の際におこる征服、暴力、掠奪の悪癖に麻痺しており、その延長線上に伊牟田尚平の金穀強奪事件もおこったとおもわれるので、「偽官軍考」に記された水野氏の論説を抜粋引用したのである。

四 伊牟田処刑に対する若干の考察

前章に記した伊牟田尚平や上田務の口供書および宣告を読むとかれらの金穀徴発の行動、事件の内容が刻明に記されているが、裁判のプロセスには疑問が多い。文書を読むかぎり誰が責任者となって告発したのか明らかでない。宣告には裁判官の署名がない。

江戸期の裁判では被告が重大犯で極刑に相当するとして、町奉行が死

罪の判決を出しても訴訟手続上、上司の老中の決裁の印、この場合承認の裏書ウラガキがなければ死刑の実施ができないことはよく知られている。

伊牟田や上田の強盗事件は明治元年六月十五日におこり、判決は明治二年七月十九日であるから、かれらは一年近く収監されていたことになる。その間何回か取調べがあったとしても、一審ばかりでただちに処刑されたことはやはり不自然である。

因みに、この判決二ヶ月後におきた大村益次郎暗殺事件をみると、当時の禅正台の責任者、弾正大忠が薩摩藩出身の海江田信義であり、かれが上野に寵った彰義隊の討伐に大村益次郎と意見があわず、大論争して西郷が大村の作戦に賛成したことは有名であるが、大村暗殺事件の被告の扱い方にも兎角の噂があり、或は大村暗殺の被告に海江田がその実行を教唆扇動したという評判がたったほどである。

なおこの弾正台は明治四年に廃止されて、司法省が設置された。

さて伊牟田らの事件に戻ると、かれらの行為は維新改革の軍資金の獲得の為と称しても、強盗掠奪そのものであるが、今津屋弥十郎への傷害は兎に角、屋上にのぼった稲荷屋常七に伊牟田の振りまわした短銃の弾丸があたって常七を死亡させたことは偶発的事故であって、殺意の有無は十分に吟味されるべきである。かれらの弁明が充分に記載されていないのは自白を強制されたもので、証拠物件の立証を問わない江戸期の裁判を連想させる。

自白を強要して拷問、責道具を用いた疑いさえ生じてくる。

さらに言えば伊牟田が出身藩に迷惑を掛けることを怖れて進んで罪を

白状したという気配がある。

明治初年の裁判制度については専門史家の考察を俟たなければ実状は明らかでないが、

この時期なお司法に関して欧米の近代刑法が日本に入っていないことを証明するものであろう。

次に御用盗におよんだ伊牟田の思想がこの口供書に明らかなので付言しておく。江戸期の階級差別思想は御用哲学である朱子学に濃厚であるが山崎闇斎の如きも「義理」を尚び、「利」を賤しめて自ら高しとしていたので「蓋し君子小人の分は義と利との間のみ」(垂加文集) と言いつ放つて憚らず、徹底的に利を斥けて、独り清しとしたが伊牟田の口供書を見ると「江州長浜今津屋弥十郎と申者は奸商に有之交易而過分之利を得身上宣相成先年斬奸ニ可逢之処剃髮致シ難ヲ避ケ候趣承リ居此者之蓄財ハ不道ノ利ヲ以貯候事……」と述べており、前述朱子学にある賤商の思想にはかならない。

このような考えはこの時より五十年前、海保青陵などによって超克されていく。

青陵の著、富貴談をみると「其土地になきものを他国より種取よせて植付ると云やうなことが、今迄他国より積み送るものを其国中で作るとか、大船を作りて他国へ産物廻しをして其国へ金を落とすとか、凡そ国の益になることをする男へは急度賞を賜るべし……」と記してあって、当時のすぐれた読書人の教養となっている。

伊牟田が出生した鹿兒島藩の文化レベルをみても、島津斉彬が死去したのが安政五年、明治維新を溯ること十年前であるが、かれが生存中ヨーロッパ文明を輸入し、洋学者を招き、蘭書を翻訳させ、西洋科学の研究、実用化に積極的であったことは周知のことであろうが、その後、藩内の進歩保守の対立のなかでも、開明主義の活動は衰えず、慶応元年には五代友厚は新納久修、松木弘安など留学生十四名ひきいて渡英し、その後五代は新納などとヨーロッパ諸国を視察して、藩の貿易契約を結んでいる。伊牟田の刑死五年前である。

伊牟田が生まれた肝付氏の所領指宿郡喜入郷は文化的には鹿兒島を離れた僻地で、かれが成人後長崎その他に遊学し、各地で尊王攘夷の志士と交際したとしても、高い教養を身につける暇がなかったとおもわれる。かれは戦雲ただよなかく各地に奔走する所謂志士の資質はもっていたが、戊辰の役が終れば、これら二流の志士の働く場所はもう無くなったといえる。

上田務の口供書にあるように、薩摩藩は明治初年には伊牟田を藩邸から退出させている。

即ち、伊牟田尚平は脱藩浪士として、薩摩藩から追放されている。御用済となったのである。

おわりに

疑問におもうことがある。

伊牟田は獄にあること一年に近く、その間西郷に救いを求めなかった

か。伊牟田が薩摩藩江戸屋敷における焼討事件の際、西郷の指揮下にあった謀者、連絡係として功績のあったことは京都藩邸にいた藩士のよく知るところであろう。西郷に伊牟田の窮状を知らせなかったとはおもわれぬ。

西郷が維新の多忙な政局のなかで、脱藩浪士、伊牟田の面倒などみきれないと言えども、だが関係者に一筆したためるということもできるだろう。

自分が使った伊牟田といい、赤報隊の相楽総三といい、西郷は面識あった人々に救いの手をさしのべていない。

その非情さは西郷の性格の一面を物語ると言っては酷に過ぎるであろうか。

更に言えば薩摩は肥沃の地と言い難く、飢饉、不作の時には中央の年貢の取立が厳しく、為に上層武士と地方郷士の貧富の差が激しく、長年月にわたって都鄙の対立は濃厚で、文化的にも落差がひどく、鹿児島からわずか五里しか離れていない喜入郷に生まれた伊牟田の教養にもそれがあらわれたことは前章に述べたとおりである。

薩摩藩地方出身者は戊辰の役に兵卒として召し出され東征に従ったが、これらの多くは戊辰の役が終わったのちも、故郷にかえらず、東京に残って警視庁の巡邏の卒となって市中警備にあたった。

西南戦争前にも職をすてて鹿児島に帰ったのは西郷の縁故者か、西郷のカリスマ性の信奉者か、新政府に不満を抱いた旧薩摩藩士であって、警視庁に奉職した下級士族や地方出身の郷士はほとんど鹿児島に帰らな

かった。

かれらは多年にわたって鹿児島城下の士族から田舎者として軽侮されたことを忘れず、戊辰の役後その指揮下に働くことを拒否したのであり、またなにより、僻陬の故郷に帰っても飯が食えず、困苦忍従の生活には戻れないことを知っていたからであろう。

記述が前後したが死罪となった伊牟田に京都の薩摩藩邸の藩士達が救いの手を差し出さなかったばかりか、脱藩浪士の不名誉な行為として無関心を装うたときか考えられないのも、今迄述べたような薩摩藩士がもつ身分差別意識の招いたものとおもわれる。

伊牟田が死罪となって八年後も、薩摩藩の上下士の対立、差別は変わらなかった。

江戸薩摩藩邸浪士隊と赤報隊に関心をもち、関係史料を集めた作家長谷川伸は伊牟田尚平の郷里喜入村にかれの顕彰の碑が建てられたことに触れて次の話を記している。(相楽総三とその同志 三二六頁)

大正十四年一月十一日「伊牟田尚平氏生誕地碑」を喜入村に建てた。

伊牟田尚平とおなじ土地に生れた安楽兼道が独力でやったのである。

安楽が撰文した碑文に拠ると、伊牟田尚平は肝付氏の旧領だった喜入郡の旧市に生まれ「明治維新の天業将ニ成らんとして不幸非命に斃る時に年三十有六」とある。

父は倉左衛門、肝付左門の士だ。尚平は年少医を学んで島津斉彬に仕え、後に脱藩して国事に尽し、大小の事件に夥しく登場、慶応四年の春、

大総督参謀西郷吉之助の東下に嚮導たりしがたまたま命を奉じて帰京中、京都二本松の薩邸で賊名の下に強いて自刃せしめられたと記している。

安楽は「子君と郷里を同じうし、其志を偉とし、其死を悲しみ、而して其跡の或は滅せんことを恐る」それだから碑を建てたといっている。

安楽は嘉永三年生れだから伊牟田尚平が賊名の下に斃れたとき十九歳だ。安楽は明治十年二月、少警部にて大義名分を説かんとして密かに鹿児島に帰り、大西郷の刺客と誤られて私学校生徒に捕えられ、惨憺たる拷問を受け辛うじて帰京、東京でも大西郷暗殺嫌疑の被告として法廷に立つに至り、遂に無罪を判決されたという経歴をもつ。

この一件があったので伊牟田に寄せる同情が誰より強かったと判断していると思う。

安楽は山口、福島、岐阜の三県知事を経て警保局長となり、警視総監たること三回、大臣の印綬を帯ることを固辞して四度目の警視総監を勤めた。

四度も警視総監を勤めた安楽が明治二年の京都府の伊牟田尚平の口供書および宣告の資料を知らなかったとは考えられない。

伊牟田の行跡の功罪を相殺してなお功績多大なりとおもい、あえて顕彰したのかもしれない。前記のように伊牟田を田舎五郎と蔑視した当時の在京藩士への憤りも胸中にあっただとも思われる。

なお長谷川伸が伊牟田尚平の御用盗事件の京都府の前掲資料を知っていたかどうか明らかでない。

最後に伊牟田尚平顕彰碑を故郷に建てた安楽兼道の履歴を補してこの

小論をおわりたい。

安楽兼道の履歴

嘉永三年十二月十二日

鹿兒嶋藩士新納一角の次男として生れ、後、出てて安楽八左衛門の養子となりその姓を冒す。

明治四年

御親兵として上京、六年除隊す。

明治七年

警視廳警部に任ぜられる。

明治九年十月

前原一誠の亂に際し、山口縣に出張して功あり、ついで翌十年西南の役の勃發に先だつて歸郷し、私學校黨を始め、諸方を遊説して歸嚮を過つなからんことに努力す。

明治十三年

石川県警部に転じ、警察課長となる。

明治十四年

再び警視庁に入り、警視に昇進する。

明治十五年

難治の称ある高知県警察部長に転じ、治績を上げる。

明治十九年

熊本県警察部長に転ず。

明治二十八年

同県書記官に昇進し、翌年山口県知事に栄進す。

明治三十年

福島県知事に転じ、水害復興に偉功をたつ。

明治三十一年

岐阜県知事に転ず。

明治三十二年

内務省警保局長に抜擢される。

明治三十三年

伊藤内閣成立とともに警視総監に任ぜられ、爾来、西園寺（明治三十九年、四十四年）山本（大正二年）その内閣に迎えられて、その任にあること三回なり。

明治三十七年

貴族院議員に勅任される。

ついで錦雞間祇候となる。

昭和七年

四月十二日病を得て死去す。

歳八十三。

（日本人名大辞典）